



## 7、平成10年度

「市社協・地区社協ボランティアセンター運営指針」を作成

※ボランティアセンターの役割などを整理

「ボランティアコーディネーターの手引き」を作成

※ボランティアコーディネーター（相談員）の役割を整理

## 8、平成11年度

「ボランティアセンター相談員（コーディネーター）の手引き（介護保険被保険者編）」

※ボランティア活動と介護保険制度との関係を整理・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 1

## 9、平成12年度

平成12年11月 逸見地区ボランティアセンター開設

全17地区にボランティアセンターが設置完了

## 10、平成16年度

・「よこすか地域福祉計画」にて市社協、地区社協のボランティアセンターの機能の充実強化の支援を施策の1つとした。

・市社協事業「地区ボランティアセンター事務連絡会」にて「これからの地区ボランティアセンターのあり方について」を作成

参考資料) 「よこすか地域福祉計画」P10・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 2

参考資料) 「これからの地区ボランティアセンターのあり方について」・・・・P 2 3

## 11、平成17年度

平成17年度から「ボランティア相談員の皆様へ」の市社協・地区社協ボランティアセンターの活動記録集を作成

## 12、平成19年度

・平成16年度の「よこすか地域福祉計画」に続き、第2次計画にも、地区社協のボランティアセンターの機能の充実を施策の1つとした。

## 13、その他

・平成19年9月号に全社協の広報紙「Norma（ノーマ社協情報）」に記事が掲載されたので参考までに添付・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 7

「地区ボランティア・センター活動促進事業」

市社協連絡会議開催次第

3. その他

開催日時 平成4年3月12日  
午前10時30分～12時30分  
会場 県福祉プラザ第1講習室  
(14階)

協議題

1. 本事業の支援推進状況について(7地区)

<62年度指定> H3年度終了  
・横須賀市—武山地区

・平塚市—港地区

・大和市—中央林間地区

<63年度指定> H4年度終了

・横浜

緑区—東本郷地区

・平塚市—富士見地区

<平成元年度指定> H5年度終了

・鎌倉市—大船地区

・大和市—桜が丘地区

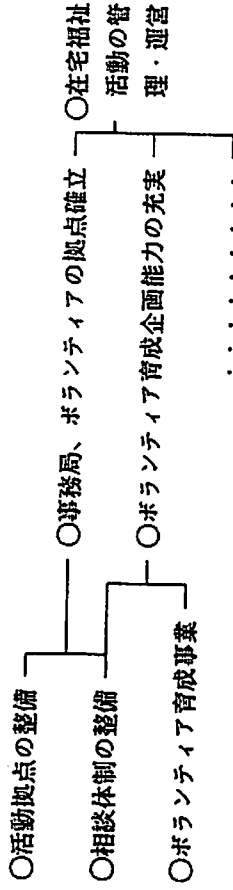
2. 今後の事業展開と支援課題、方策について

・三つの事業の柱をすすめるために

地区ボランティア・センター活動促進事業  
について—— そのねらい・事業展開

1. 地区ボランティア・センター事業のねらい  
 日常生活圏に近似していると思われる地区社会福祉協議会域にボランティア活動の拠点を確保し、  
 ① 日常生活上のニーズに対応したボランティア活動の育成  
 ② そうした活動の組織化と在宅福祉を念頭においた効果的な運営をはかることをねらいとする。
2. 地区ボランティア・センター事業を進めていく上での課題  
 地区社協内のボランティア活動を充実・強化させていくことで、地区社協事業をより活性化させていく。  
 (地区VCは地区社協事業にかかる所のボランティアの育成及びボランティア活動の充実をはかる)

＜事業展開＞



地区レベルでの在宅サービス

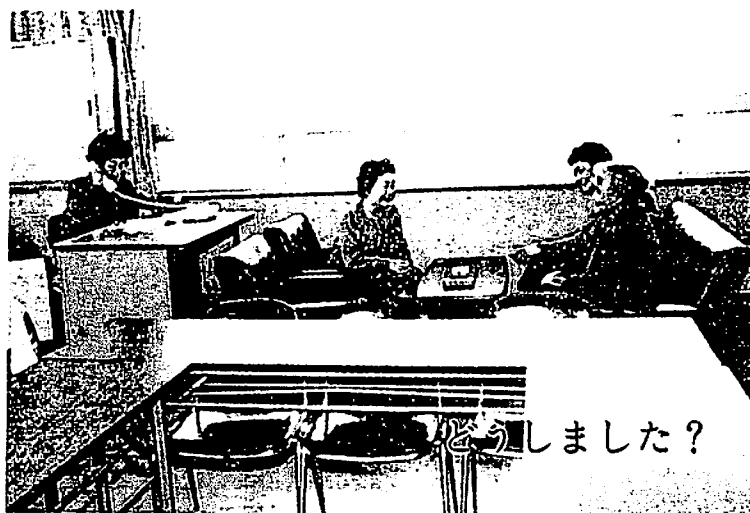
3. 事業の展開について
  - ① 活動・事業を進めていく上での拠点的整備
    - ・ボランティア活動あるいは在宅福祉活動を進めていく上での“場所”の確保
    - ・各種ニーズ・情報収集の拠点的整備
    - ・ボランティア活動に必要な活動器材・備品の整備 等々
  - ② ボランティア相談体制の整備
    - ・近隣地区レベルにおいて、ニーズ相談・ボランティア活動相談ができるよう、またニーズ調整ができるようコーディネーターを設置する。
    - ・地区レベルでのボランティア登録、またニーズの受付
    - ・問題ケースについての検討会 等々
  - ③ ①、②を受けた所でのボランティア育成事業の企画・開催
    - ・各種講座、研修会、ボランティア・スクールの開催
    - ・ふれあいの集い、介護者、家族の集い
    - ・地区VC連絡会の開催 等々

(4) 地区ボランティアセンター

(地区ボランティアセンター)

昭和六十二年七月二十五日武山地区ボランティアセンターが開設した。このことは、横須賀市内に初めて地区ボランティアセンターが誕生したわけで、隣近所の日常家事援助活動等、地域での細やかなボランティア要請には地域で対応していこうという理念に基づいた活動である。

神奈川県社協は、昭和六十二、六十三年度地区ボランティアセンター促進事業を展開し、県下の十数地区を選定し、モデル指定して、市社協とともに資金、職員等の支援体制を整えて取り組んでいった。神奈川県社協は、社協発足以来各地にモデル地区等を指定し、地区の福祉活動を推進して



きた実績があり、過去に横須賀市内の上町第二地区、衣笠第二地区、大津地区等がその活動を行ってきた。そうした経験から今回は、地区ボランティアセンターを地区社協の区域内に推進設置するという事業に着手したのである。

武山地区が地区ボランティアセンター活動促進事業に指定されたのは、

- (1) 武山、長井、大楠という西地区の地形的位置、人口、面積
- (2) 不動産局が拠点を提供してくれたこと

これは、地域のひとり暮らし老人や、ねたきり老人を抱えるご家庭又は障害をもつ方達の日常生活をお手伝いする、いわゆる福祉活動を推進するセンターであり、直接そのお手伝いをする、ボランティアの方々の登録、講習、派遣等を効果的かつ積極的に行うために設立されたものです。

所在地 林2-1-39 不動薬局ビル3階  
 (一騎塚下車林へ向って50m位、左側)  
 電話 56-2943 (フクシサン)  
 開館日 毎週月・水 午前10時～午後3時  
 ただし、所長が特に必要と認める時は、  
 休(開)館することがあります。

仕事の内容

- (例) お年寄り、障害者の外出介助、通院、  
 一人暮らし老人の話相手  
 食事、入浴の介助、施設訪問  
 老人ホームなどで老人の話し相手  
 車椅子での散歩の介助  
 ちょっとした大工仕事  
 その他、ボランティア講習会への参加

(3) 地区社協役員の意気込み  
 等が勘案されたからであるが、その根底には、横須賀市社協職員が武山地区社協役員に精力的に説明し、納得してもらったことが非常に大きい。

神奈川県社協から指定を受けた武山地区ボランティアセンターは、早速活動を展開したが、その活動内容は次のとおりである。

このような活動を行う武山地区ボランティア

センターの活動資金は、神奈川県社協から補助金七〇万円、横須賀市社協から三〇万円が昭和六十二、六十三年度にわたり交付された。また、平成元年度は、神奈川県社協補助金のみ二〇万円、平成二、三年度は、神奈川県社協からともしび基金補助金二〇万円、平成四、五、六年度は、横須賀市社協から補助金三〇万円が交付され活動資金に充てられた。

モデル地区ボランティアセンター活動を行った武山地区社会福祉協議会は、平成五年五月、創立四〇周年記念誌「たけやま福祉の歩み」を発行したが、そのなかで、地区ボランティアセンター活動について次のように記述している。

〈武山地区ボランティアセンター〉

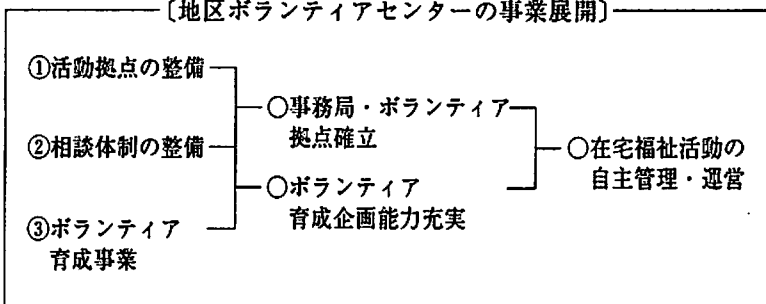
昭和62年7月25日、武山地区社協が神奈川県社会福祉協議会の「地区ボランティアセンター活動推進事業」のモデル指定を受けスタートしました。

この事業は、県下で12地区が段階的に指定を受け、各々5年間の特性をみる実験的な意味を持った要請でした。当地区社協では、その傘下に「武山地区ボランティアセンター」を位置づけ、事業展開のねらいである活動拠点、コーディネーター等の相談体制、育成事業等の基礎的整備が早々にかない活動へと歩み出しました。

ボランティアセンターでは、不動薬局米山社長のご好意により本店3階を拠点として毎月午後8時からの運営会議を基に、定期的にコーディネーター会議、ボランティア懇談会等の組織的な積み重ねを行い、図のような展開を計っています。

すでに指定の5年間は昨年にて終了（武山地区ボランティアセンター5周年記念誌「あゆみ」をご参照ください）し、新たな歩みへ踏み出しております。今後予測される様々な福祉ニーズは、在宅・地域化への志向が高まると共に地域を単位としたヒューマンライフへの希求が強くなるものと思われ、その役割は重要なこととなるでしょう。

〔地区ボランティアセンターの事業展開〕



横須賀市社協は、こうした武山地区ボランティアセンターの目ざましい活動を横須賀市内の他の地区にも広めようと、平成四年四月一日、地区ボランティアセンター活動促進事業要綱を設け、地区ボランティアセンター設置地区には、運営費三〇万円を交付することとした。

これに該当したのは、前述の武山地区のみであったが、平成七

年に浦賀地区社協が地区ボランティアセンター設置の動きを見せたことから、同要綱を平成七年四月一日、地区ボランティアセンター拠点整備費・運営費助成金交付要綱に改め、浦賀地区社協に対し総額一三三万円を交付し、平成七年十月二日横須賀市内で二番目の地区ボランティアセンター設置を支援した。また、平成八年十月七日には、三番目の田浦地区ボランティアセンターが横須賀基督教社会館内に設置された後は、各地区に設置の動きが急ピッチで波及し、横須賀市社協は、平成九年四月一日同要綱を一部改正し地区ボランティアセンター設置を促進するため、同要綱の第二条で、設置運営両面にわたり資金的な支援を図った。

第二条 地区ボランティアセンター拠点整備費の助成は、一地区社協一〇

〇万円を限度とし、当該施設設置年度限りとする。

2 地区ボランティアセンター運営費の助成は、運営費及び家賃等借上料とする。

(1) 運営費は、一地区社協年三〇万円を限度とし、一年に満たない場合は月割りとする。

(2) 家賃等借上料は、月一〇万円を限度とする。

この地区ボランティアセンター設置に対する条件整備で、各地区社会福祉協議会は、平成九年度から平成十二年度までに次々と地区ボランティアセンターを設置していった。平成十二年六月一日港南地区ボランティアセンターの設置をもって横須賀市内一七

地区全部に地区ボランティアセンターが設置されたが、この状況が分かる資料があり別紙のとおりである。

横須賀市内では、どこの地区にもボランティアセンターがあり、熱心なコーディネーターの活躍で運営されている。これも、横須賀市福祉基金の市民福祉活動助成交付金を横須賀市社協が受けてのもので、これはまさしく、横須賀市第四次及び第五次五カ年計画に定められた「市民による福祉活動を推進する費用に充当するため」との主旨に添ったものであることを見逃してはならない。



## 「ボランティア活動の新たな展開に向けて」資料

しかし、現実にはごく一部の団体のほかは活動の実態がなく、また期待する対象として気がついていなかったことを認めざるを得ません。

今、横須賀市における企業では、これらの経緯をみつめ、先駆的な企業がイメージする「企業市民意識 (Corporate Citizenship)」や「企業フィランソロピー (Corporate Philanthropy)」などの姿勢を取り入れ、企業経営の理念と企業意識をこれまでと違った色に変える必要があります。

以上述べてきた企業の意識改革への要請をもとに、横須賀市および市社協において以下の事項を参考とし、取り組まれるよう要請するものであります。

- ① ボランティア休暇制度の検討
- ② 職場におけるボランティア活動講習会の実施
- ③ 企業ボランティアの発掘・育成・登録・活動助成
- ④ 企業ボランティア活動ハンドブックの作成
- ⑤ 老人福祉施設および老人分野の在宅福祉サービスにおける企業ボランティア活動メニュー研究委員会の設置
- ⑥ 福祉コミュニティの創造に向けて、作業所・身障者施設・老人施設と企業が共同して行うプロジェクトの開発
- ⑦ ボランティア活動に必要な技術・知識の公開講座の設置

※ Philanthropy という言葉は、ギリシャ語の Philos (愛) と Anthropos (人) に発する。「人を愛する心」、人と人との間に働くポジティブで自然な情動である。原典は、地域の人々に対して感じる同じ人間としての共感である。

## 4 行 政

横須賀市のボランティア活動の現状をみると、「市民すべてがボランティア」という命題の実現には、今後時間が必要とされます。今後のボランティア活動の発展のためには、民間の中核的な推進組織である市社協の活動の充実とともに、横須賀市の積極的な取り組みが必要となります。

横須賀市は、「都市基本構想」の中で、「人間都市横須賀の建設創造」を掲げ、5つの都市像を提示しています。その1つとして、「あたたかい連帯感のある福祉都市」というものがあり、その文章の中で、「あたたかい人間関係に満ちた地域社会づくりに努め、地域のもつさまざまな力を有効に活用しながら、積極的に福祉活動を展開」とするとともに、そのための「環境や条件の整備」をすすめることが述べられています。



そして、福祉都市の実現のためには、総論第3章1でも述べたように、横須賀市に住むすべての者が、それぞれの立場や能力に応じて福祉についての役割を担っていくことが必要です。

ボランティア活動の推進のため、横須賀市は次の3つの取り組みをし、また、しようとしています。それは、

- ①ボランティア活動の財源整備としての福祉基金の設置
  - ②ボランティア活動の拠点整備としての（仮称）総合福祉会館の建設
  - ③市民の自覚や意識高揚または決意表明としての福祉都市宣言
- というものです。

一方、昭和61年12月に市社協が出した「横須賀市地域福祉推進における役割分担検討懇話会報告書」の中で、行政の役割は、「市民の福祉活動のための基盤整備、総合的福祉計画の策定」であると述べられています。そして、具体的な役割として、次の6項目が挙げられています。

- ①市民の福祉ニーズに沿った総合的な福祉計画を策定する。
- ②（仮称）総合福祉会館等、社会福祉施設の体系的整備をすすめる。
- ③民間福祉団体および施設等を育成する。
- ④生涯教育における福祉教育の推進に努める。
- ⑤福祉に関する情報の収集と提供に努める。
- ⑥福祉にかかわる法律、制度、財政、組織等その基盤整備に努める。

ここでボランティア活動発展のために今後要請される行政の役割を考える前に、再度行政とボランティア活動の関係を確認しておきたいと思います。

ボランティアに要請される性格は、従来からいわれているように、主体性、連帯性、無償性です。ボランティア活動が主体的な活動であるとするなら、行政との関係は、「行政のよき協力者であると同時に、またさまざまな問題について提言や批評や要求をしていく自由をもっている」ということになります。こうしたことから、ボランティア活動は行政との関係で、次の4つの役割を担うことになります。

- ①行政指導型の傾向に対して人間的なソフトな活動や創造性を持ち込む役割
- ②行政的施策の充実を推進をさせていく役割
- ③行政的施策の限界がある場合に、新しいサービスを開拓していく役割
- ④行政ではできないことをやっていく役割

以上述べてきた行政の役割や行政とボランティア活動の関係の在り方などを踏まえて、ボランティア活動発展のための行政の今後の課題を以下に記します。

- ①市民のボランティア活動に対する意識調査を行う。
- ②行政の立場からのボランティア活動推進計画を策定する。

- ③福祉部・保健衛生部・市民部・市長室・教育委員会等関係部署によるボランティア活動推進会議を庁内に設置する。
- ④横須賀市職員の福祉意識の醸成を図るため、福祉講座や福祉体験学習等を実施する。
- ⑤市民全体のボランティア活動の拠点として（仮称）総合福祉会館およびボランティアセンターの整備・充実を図るとともに、地域におけるボランティア活動の拠点整備をすすめ、拠点相互の協力体制確立する。
- ⑥ボランティアグループや地区社協等のボランティア活動実施団体に対して市社協を通じて活動費等の助成を行う。
- ⑦ボランティアグループや地区社協等と協働して在宅福祉サービス等を実施している福祉施設や医療機関等に対して「ボランティア活動協力費」等の名目で助成を行う。
- ⑧福祉教育の理念を学校の教育目標に盛り込み、その理念を推進していく組織を事務分掌上に位置付ける。併せて、推進に必要な活動財源の確保を図る。
- ⑨教師に対する福祉教育として、新採用研修をはじめ、経験者研修・夏期研修等あらゆる機会を通して社会福祉についての学習を行う。
- ⑩福祉に関する公民館、社会教育センター等の講座を開催し、広く市民への福祉意識の浸透を図る。
- ⑪福祉情報の収集から整理・管理・市民への情報提供に至るまでの情報収集・伝達システムの構築を図る。
- ⑫ボランティア活動の進展を阻む法・制度上の問題点等を研究・改善し、また進展を促す法・制度の新設を検討・実施する。
- ⑬ボランティア育成機関（市社協等）への資金援助や、人材・器材等の援助をより一層充実させる。

## 5 横須賀市社会福祉協議会

平成4年4月、社会福祉協議会の今後の在り方を示す「新・社会福祉協議会基本要項」が策定されました。全社協が平成2年8月に第1次案を、平成3年7月に第2次案を提案し、全国各段階の社会福祉協議会でさまざまな討議と検討が重ねられ、今回の「新・基本要項」の制定に至ったものです。

市社協の今後の活動は、この「新・基本要項」をベースとしてすすめられるので、ボランティア活動を推進する社協の役割を考える上で、この要項が示す社協像へのアプローチが必要となります。そこで「新・基本要項」に記されている社会福祉協

## ボランティア活動推進協議会委員名簿

(○印は報告書作成委員)

(委員役職名は就任時現在の役職名)

○副委員長	安 倍 二三代	ボランティアグループ やよい会代表
○副委員長	三 富 信 雄	大津地区民生委員協議会副総務
	柴 田 てる子	久里浜第1地区社会福祉協力員
	柴 田 一 美	ねたきり老人等介護者の会 いずみ会代表
○委員長	木 島 秀 晴	特別養護老人ホーム 湘南ホーム副施設長
	海 原 泰 江	障害者地域作業所 あまね共同作業所長
	鈴 木 篤 子	衣笠病院医療ケースワーカー
	栗 原 孟 夫	田浦2泉街自治会長
	外 谷 米 子	立野婦人会長
	抱 井 透	横須賀中央ライオンズクラブ代表
	小上馬 フ ミ	横須賀市老人クラブ連合会長
	青 木 緑	元県立岩戸高等学校教諭
	岩 間 満美子	緑ヶ丘高等学校教諭
○	島 野 由紀子	市保健衛生部成人保健課成人保健係長
	野 中 輝 恵	市福祉部高齢福祉課ホームヘルパー
	池 田 昭 子	武山地区社会福祉協議会長
	片 桐 久 吉	大津地区社会福祉協議会長
○	高 野 利 子	特別養護老人ホーム 衣笠ホーム看護婦
		在宅介護支援センター
	山 口 ミチコ	横須賀基督教社会館ケースワーカー
	八木橋 和 夫	元市社会福祉協議会事務局長
専門委員	阿 部 志 郎	横須賀基督教社会館長
補助者	廣 川 博	元市社協職員

福祉ボランティア推進対策の  
基本的考え方

福祉部福祉総務課

(平成7年1月)

## 1. 福祉ボランティア活動の定義・目的

### (1) 定義

本市における福祉ボランティアとは、

- ① 「要援護高齢者や障害者等」に対して、
  - ② 「行政（ホームヘルパーやガイドヘルパー等）や家庭で対応できない場合等に、「要援護高齢者や障害者等」からの要請に基づき、行う行為」または、「「要援護高齢者や障害者等」が、生きがいを得るために行う行為」で、
  - ③ かつ、「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」とする。
- ※ 「要援護高齢者や障害者等」には、児童、母子及び父子を含む

### (2) 目的

社会福祉事業法第70条の2第1項の規定に基づき、厚生省が定めた「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の意義を満足するととどまらず、「要援護高齢者や障害者等」が生きがいを得られるようサービスを提供することを目的とする。

※ 「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」抜粋

第1に、活動の担い手にとっては、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲が充足される。また、活動の受け手にとっては、社会参加が促進されるとともに公的サービスでは対応し難い多様な福祉需要が充足される。

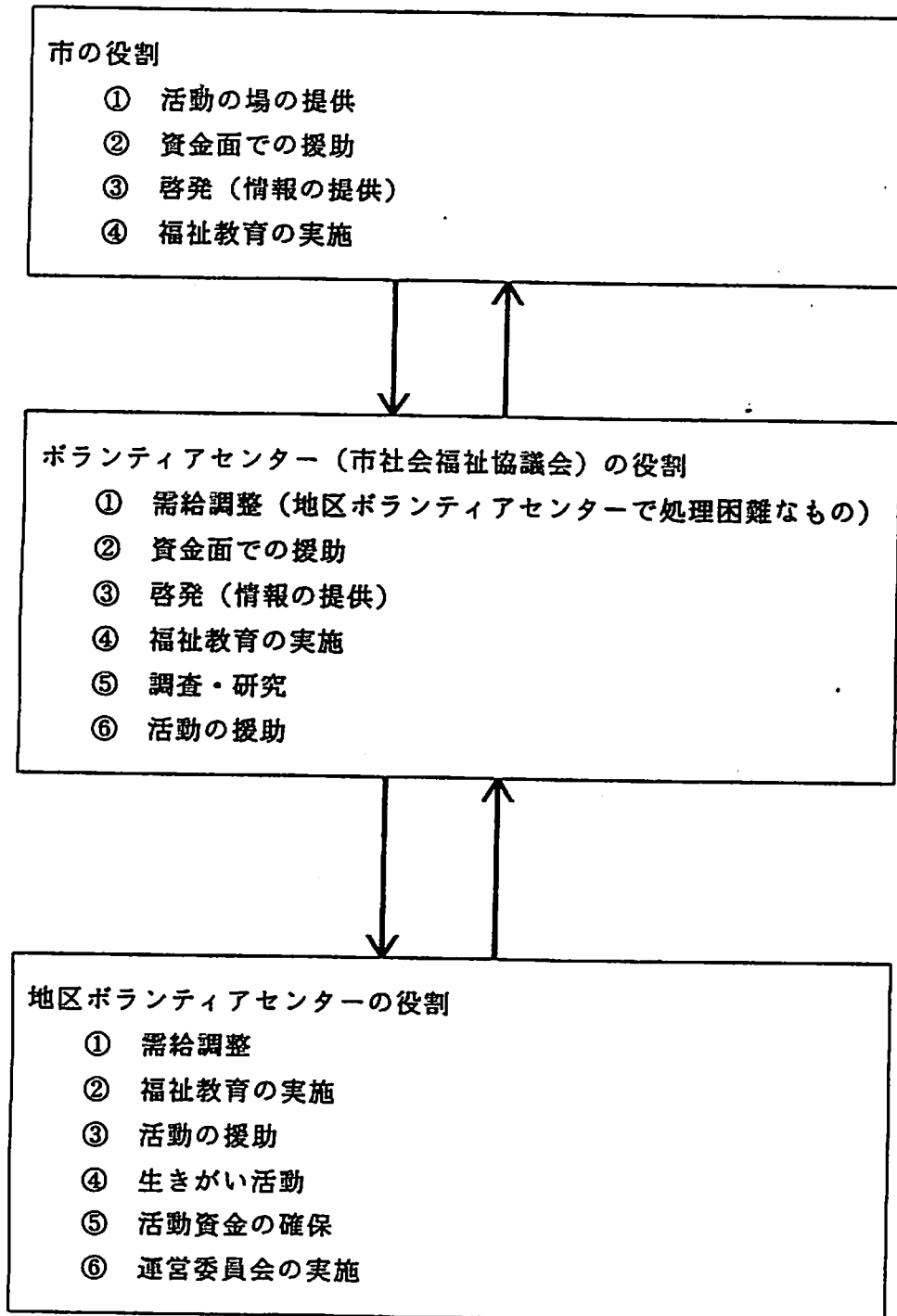
第2に、社会にとっては、社会連帯や総合扶助の意識に基づき地域社会の様々な構成員が共に支え合い、交流する住みよい福祉の町づくりが進むとともに、公的サービスとあいまって厚みのある福祉サービスの提供体制が形成される。

第3に、福祉の担い手の養成確保の観点からは、総合的かつ体系的にサービスを提供するために、福祉の専門職から一般のボランティアまで多様かつ重層的な構成をとることが必要であり、また、ボランティア活動の経験は、社会福祉事業に従事する者の業務への理解を高めるとともに、将来福祉の職場に参画する契機ともなり得る。さらに、社会福祉施設におけるボランティア活動を通じて、その介護や育児の技術等が地域に伝達され、住民の介護力等の向上の機会としても役立つ。

## 2. 各機関の役割

### (1) 市、ボランティアセンター（市社会福祉協議会）及び地区ボランティアセンターの役割

ボランティア活動を地域に密着した「ふれあい」による、きめ細かなものとし、かつ、地域ごとに対策が可能となるよう、下図のとおり、市社会福祉協議会の所管するボランティアセンター（総合福祉会館内）の他に、地区社協ごとに17か所の地区ボランティアセンターを設置する。



## (2) 市の役割

### ① 活動の場の提供

- ・ ボランティアセンターの提供（総合福祉会館）
- ・ 地区ボランティアセンターの提供（17地区社協ごとに事務所を設置）

### ② 資金面での援助

- ・ 福祉基金の運用
- ・ 補助金の交付

### ③ 啓発（情報の提供）

- ・ ポスター、地図、マニュアルなどを市社会福祉協議会が発行するに当たっての援助
- ・ 啓発行事の開催（市広報紙などでのPR、施設見学会への盛り込み、生涯教育への盛り込みなど）
- ・ 市職員への呼び掛け（研修項目への盛り込み、休暇制度の創設）

### ④ 福祉教育の実施

- ・ 学校でのカリキュラムへの盛り込み
- ・ 教職員の研修

## (3) ボランティアセンター（市社会福祉協議会）の役割

### ① 需給調整（地区ボランティアセンターで処理困難なもの）

- ・ ボランティアコーディネートの実施

### ② 資金面での援助

- ・ 市から交付を受けた福祉基金果実による補助
- ・ 市社会福祉協議会の独自財源による補助金の交付

### ③ 啓発（情報の提供）

- ・ ポスター、地図、マニュアルなどの発行
- ・ 啓発行事の開催（ボランティアの集いなど）
- ・ ボランティア情報交換会

### ④ 福祉教育の実施

- ・ 地区社協福祉教育講演会の助成
- ・ 地域ボランティア活動基礎講座の開催
- ・ 小中学校ボランティアスクールの開催
- ・ はまゆうキャンプの実施
- ・ はまゆう文集の発行
- ・ 福祉教育相談員の設置
- ・ 親子ボランティア教室の開催
- ・ ボランティアスクールの開催（老人介護専門コース、障害者介助専門コース、ボランティアリーダースクール）
- ・ ボランティア学習セミナー
- ・ 点字、手話、要約筆記、朗読、拡大写本、誘導などの技能講習会



- ・ コーディネーターの養成、研修
- ⑤ 調査・研究
  - ・ ボランティアニーズの把握
  - ・ ボランティア活動の検討
- ⑥ 活動の援助
  - ・ ボランティア活動・学習の場の提供
  - ・ ボランティア活動資材の提供

#### (4) 地区ボランティアセンターの役割

- ① 需給調整
  - ・ ボランティアコーディネートの実施（病院送迎、介助等）
- ② 福祉教育の実施
  - ・ ボランティアスクールの実施（車いす体験等簡単なもの）
- ③ 活動の援助
  - ・ ボランティア活動資材の提供
- ④ 生きがい活動
  - ・ 独り暮らし高齢者等への援助（愛の電話、入浴等）
  - ・ 高齢者と幼児の交流（高齢者の誕生日に園児の手紙の送付）
  - ・ 地域内障害者との交流（昼食会等）
- ⑤ 活動資金の確保
- ⑥ 運営委員会の実施

### 3. 体制

ボランティアセンター（市社会福祉協議会）の機能強化及び地区ボランティアセンターの設置に当たっては、おおむね次の体制とする。

#### (1) ボランティアセンター（市社会福祉協議会）

##### ① 場所

総合福祉会館

##### ② 要員

- ・ 市社会福祉協議会職員（地区ボランティアセンターに対する教育・指導的業務を担当する）
- ・ ボランティア（コーディネーター等の業務を担当する）

※ 現在実施しているコーディネート地区ボランティアセンターに順次移行させ、それに伴って、アルバイトの雇用を縮小し、最終的には廃止する。

なお、地区ボランティアセンターに対する教育・指導的業務を行うためには、専門的知識が必要となるため、常勤の職員を配置する必要がある。

#### (2) 地区ボランティアセンター

##### ① 場所

地区社協ごと（17か所）に活動拠点を確保する

##### ② 要員

ボランティア（コーディネーター等のすべての業務を担当する）

### 4. ネットワーク

将来、市内各地にボランティアセンターが設置された場合、需給の調整、情報の提供などのために、オンラインシステムによるネットワークづくりが必要と思われる。

### 5. 当面の主要施策

次ページの表のとおり。

市福祉基金果実によるボランティア推進事業計画

区分	年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
ボランティアセンター人件費	総動員	1 2,615	1 2,615	1 2,615	2 5,230	2 5,230	2 5,230	2 5,230
	7バイト	3 出組組	3 出組組	3 出組組	2 出組組	1 出組組	1 出組組	0
地区ボランティアセンター経費	開設準備費	1か所 1,000	3か所 3,000	3か所 3,000	3か所 3,000	3か所 3,000	3か所 3,000	0か所 0
	専務費	2か所 1,000	5か所 2,500	8か所 4,000	11か所 5,500	14か所 7,000	17か所 8,500	17か所 8,500
計		2,000	5,500	7,000	8,500	10,000	11,500	8,500
ボランティア保険加入費		4,889人 2,445	7,000人 3,500	9,000人 4,500	12,000人 6,000	16,000人 8,000	22,000人 11,000	30,000人 15,000
小計		7,060	11,615	14,115	19,730	23,230	27,730	28,730
その他		15,108	15,108	15,108	15,108	15,108	15,108	15,108
合計		22,168	26,723	29,223	34,838	38,338	42,838	43,838

※金額は、平成7年度予算案ベースによる(単位=千円)

※ボランティア保険加入については、16歳～60歳人口(H6.10.1 住民基本台帳により 290,918人)の10%(約30,000人)を目標とした

# 「地区ボランティアセンター拠点整備費・運営費助成金交付要綱」資料

## 地区ボランティアセンター拠点整備費・運営費助成金交付要綱

### （趣旨）

第1条 高齢化社会への急速な移行の中で、ねたきりやひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者のみの世帯が急増し、このことに伴い在宅福祉活動の充実がますます要請されてきている。

このような状況のもとで、人間相互の關係に支えられた生活を基盤として、住みやすい地域社会づくり等を目指すため、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が整備及び運営する地区ボランティアセンターにかかる経費を助成するための必要な事項は、この要綱で定める。

### （助成額及び助成期間）

第2条 地区ボランティアセンター拠点整備費の助成は、1地区社協100万円を限度とし、当該施設設置年度限りとする。

2 地区ボランティアセンター運営費の助成は、運営費及び家賃等借上料とする。

(1)運営費は、1地区社協年30万円を限度とし、1年に満たない場合は月割りとする。

(2)家賃等借上料は、月10万円を限度とする。

### （助成金交付申請）

第3条 地区ボランティアセンター拠点整備費の助成を受けようとする地区社協会長は、地区ボランティアセンター拠点整備費助成金交付申請書（様式5）を市社会福祉協議会会長（以下に「市社協会長」という。）に申請しなければならない。

2 地区ボランティアセンター運営費の助成を受けようとする地区社協会長は、地区ボランティアセンター運営費助成金交付申請書（様式1）を毎年度、市社協会長に申請しなければならない。

### （助成金交付決定）

第4条 市社協会長は、助成金の交付決定をしたときは、助成金交付決定通知（様式3）により、地区社協会長に通知しなければならない。

### （事業変更等）

第5条 地区社協会長は、事業執行に変更を生じた場合は、すみやかに事業計画変更（様式4）を市社協会長に提出しなければならない。

なお、事業の変更によっては、助成金額を変更することがある。

(精算報告)

第6条 地区社協会長は、翌年5月31日までに、地区ボランティアセンター拠点整備費、地区ボランティアセンター運営費精算報告書(様式2、様式6)を市社協会長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成4年4月1日設置の地区ボランティアセンター活動促進事業要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正要綱施行に際し、既設の地区ボランティアセンターについては当該要綱の規定に拘らず、従前の運営費と改正後の運営費とを比較して、減額を生ずるときは、その差額分の2分の1を平成9年度に限り助成するものとする。

(6) 要介護認定「自立」等の被保険者対応

自立または要介護度が低く希望する介護サービスが利用できない場合には、要請を受理しボランティア活動(派遣)の需給調整を行うことになるため、要請の内容をできるだけ詳しく把握することが大切です。

また、次の「ボランティア活動分野の事例」に示す活動内容を目安として、ボランティアが活動することができる分野を説明するとともに、ボランティア活動の可否について判断します。

【ボランティアの活動分野の事例】

ボランティアが活動することができる分野としては、介護保険制度のケアプランによる介護サービス以外の生活支援等で、ホームヘルパー等が携わる専門的な技術や知識を必要としない分野と当事者の安全が保持できる、次の活動が目安となります。

- ① 話し相手
- ② 友愛訪問
- ③ 安否確認
- ④ 庭の手入れ
- ⑤ 趣味活動の相手
- ⑥ 留守番
- ⑦ 住居の掃除
- ⑧ 衣服等の洗濯
- ⑨ 日用品等の買い物
- ⑩ 食事の準備と後片付け
- ⑪ 軽易な外出援助
- ⑫ その他ボランティアの活動として適当と認められる内容の活動

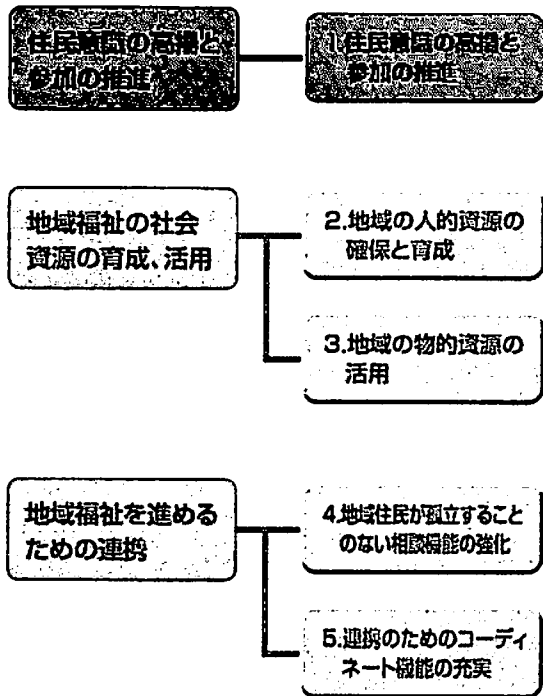
ケアプランによる介護サービスの分野に入らない活動内容のほか、家族の病気や要介護認定申請中など、継続的活動でなく一時的な支援については対応することになります。

【ボランティア活動として不適当な事例】

- ① 要請当事者に対する、家族や親族の介護等に努力が認められない場合。
- ② 家計等の状況から、有償サービスの利用が適当と認められる場合。
- ③ 要請の内容が専門的な技術や知識を必要とする場合。
- ④ 介護保険制度のケアプランで、介護サービスの分野に入っている場合。
- ⑤ 要請の内容が、緊急性・頻度・期間・時間帯(早朝・夜間)等からボランティア活動としての対応が困難と認められる場合。

# 8

## 第1期計画…16の施策



### ①「よこすか福祉の輪市民会議」の設置

各地域での活動状況についての情報交換や課題の検討を行う場として、市と市社会福祉協議会が協働して「よこすか福祉の輪市民会議」を設置し、各地域での活動のより円滑な推進や今後の計画の見直しに役立てます。

また、住民と福祉活動を実践する人たちとの「福祉の輪のつどい」を開催して、福祉に対する住民意識を深め、福祉活動を通じた地域の再生を図ります。

### ②地域活動への参加の推進

地域住民がボランティア活動等に広く参加できる方策を進めます。

また、地域福祉活動の担い手相互の協働の下に多種多様なニーズに対応できるよう、市社会福祉協議会と共に、地域住民の活動が活発に行われるよう支援します。

参加を促進する動機づけの方策として、ボランティアの資格やポイント制度、表彰、地域通貨・エコマネーなどについて検討します。

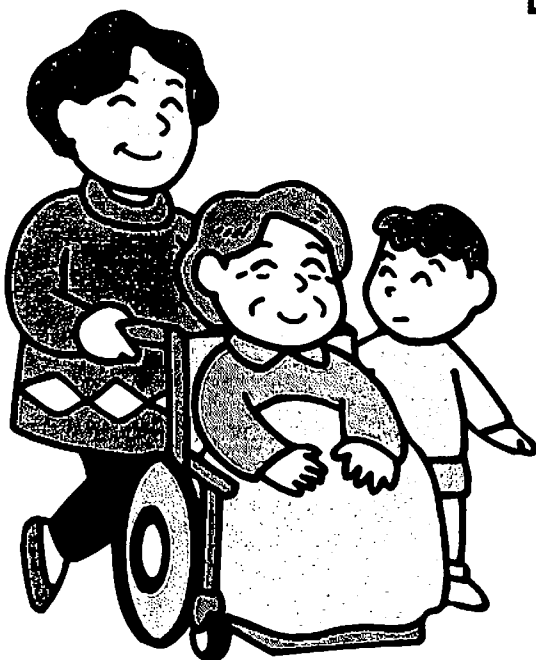
### ③ボランティアセンターへの支援

市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会それぞれのボランティアセンターの機能の充実・強化を支援し、これらが「井戸端」や「灯台」の中心的役割を担うものとしていきます。

### ④福祉教育の充実

学校教育における総合学習の活用により福祉教育を充実するとともに、家庭や地域での福祉に対する意識の高揚を図る方策を検討します。

また、福祉体験の場となる施設等の受け入れ体制も整備することにより、子どものときから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。





# 「これからの地区ボランティアセンターのあり方について」資料

平成16年度 第1回～第5回の事務連絡会を通じて

## これからの地区ボランティアセンターのあり方について（提案）

### 1、今後求められてくる地区ボランティアセンターの役割について

- A、個人・団体からのボランティア依頼に対してできる限り対応していくこと
- B、Aのような依頼に対応できるボランティア活動、市民活動、地域活動を発掘・育成し、その活動を支えること
- C、地区ボランティアセンターで行っている活動を広く見せていくこと
- D、地区ボランティアセンターを身近な地域活動の拠点となるような場所としてとらえていくこと
- E、地域で活動している各団体との調整役として活動していくこと
- F、地区社協・地区ボランティアセンターとして主体的な運営をしていくこと

### 2、1を行う上での課題

- ①ボランティアの依頼が少ない。
- ②コーディネーター（相談員）のなり手がいない。
- ③登録ボランティアが高齢化してきている。
- ④ボランティア登録が少ない。
- ⑤統計の目的が地区にとって分かりづらい。
- ⑥ボランティアセンターを知らない人が多い。
- ⑦センターが狭い。
- ⑧個人情報などが保存しており、誰もが気軽に使える拠点とできない。
- ⑨地区社協と地区ボランティアセンターとの関係の明確化
- ⑩市社協ボランティアセンターと地区ボランティアセンターとの関係の明確化
- ⑪地区社協の事務を行政職員が行っていること
- ⑫地区の活動において事務を行うなり手がいない

### 3、2の課題解決に向けて、平成17年度の既存の方法を変更・確認していくこと。

#### （1）地区ボランティアセンターで行うこと

- ①活動記録（業務統計）の変更・・・・・・・・・・・・・・・・別紙
- ②ボランティア登録の目的等の確認

#### ・目的

ボランティア登録は、ボランティア活動をしたい人が、自分の知識や経験をいかして、ボランティアセンターへ来るボランティア依頼に応え、その地域をより良い地域にして

いくことを目的とする。

・登録票

登録票は、登録の目的に則したものであれば、市社協ボランティアセンターから示した登録票を必ず使用しなければならないものではなく、各地区のそれぞれの状況に応じたものを用いることとする。

・登録者の市社協ボランティアセンターへの報告

地区のボランティアセンターで新規登録や登録を取り消した人の名前について、今まで市社協ボランティアセンターへ報告をしていたが、この報告は特別しなくても良いこととする。

・他地区への登録

自分の住んでいる地区以外の登録は、登録者本人が希望すれば可能とする。

・複数の地区への登録

自分の住んでいる地区および、それ以外の地区への登録は、登録の目的に則し、複数の地域での活動が可能であれば、登録できることとする。

③ボランティア依頼

・依頼者の中には、地元の地区に依頼をしたくない人もおり、他地区へ依頼する場合もある。こうした人たちがいることを認識し、そうした人から来る依頼についてもできる限り対応できるようところがけていく。

また、地元の地区のボランティアセンターが関わっていないが、地元でボランティア活動が行われているケースもあることを了解する。

④相談以外の活動の取り組み

・ボランティアセンターの主な役割としては、相談活動（ボランティアに関する様々な相談を受けることやボランティア依頼を解決できる様に登録者へ結びつけたり、他団体へつなぐ活動など）であるが、それ以外にも、他団体（学校やケアマネージャーの連絡会など）へ出向き、ボランティアの現状を話したり研修会を開催するなどの活動を通じて関係づくりを行っていくなど、広く活動をひろげるようにところがけていく。

⑤ボランティア活動の開発

・依頼者からの依頼を待つだけでなく、地域に積極的に働きかけ依頼を見つける活動を行い、ボランティア登録者に様々な活動を提供し、ボランティア活動者の育成を行えるようところがける。

⑥ボランティア相談員

・開所日に来るボランティア相談員の主な活動は、相談活動であるが、それ以外にも上記の④や⑤のように地域に広く活動を知られていくような働きかけを行うこともある。また、その地域の気質を知り、その地域にあった活動を行っていく必要があることから、相談員はある程度、専門的な知識や経験が必要となる。そして、それに見合った相談員を確保していくこととを目標としていく。

### ⑦活動拠点

・ボランティアセンターは、ボランティア相談以外に、地区社協に関連する会議などで部屋を利用している。また、地区によっては地区社協の拠点として位置づけている。このため、地区ボランティアセンターを地区社協活動の拠点としながら、地区社協が自立した活動が行えることを目標とする。

## (2) 市社協ボランティアセンターで行うこと

### ①地区をまたがるボランティア依頼・活動の調整

・ボランティア依頼や活動において他の地区またがるような内容については、基本的にはその地区同士での調整が必要であるが、必要に応じて市社協ボランティアセンターが調整できるようにしていく。

### ②地区では対応できない依頼の調整

・地区だけでは対応できない依頼などの地域のニーズに対し、市社協ボランティアセンターが、市域や県域などの地域の状況を確認しながら、解決へ向けた方法をともに考えていくようにする。

### ③ボランティアコーディネーターの発掘

・地区のボランティアコーディネーターの発掘は基本的には地区ボランティアセンターで行う。市社協ボランティアセンターは、市社協ボランティアセンターに関わる講座や講習会、研修会、ボランティアグループの活動など日常の関わりを通じたボランティア支援を行い、将来的にボランティアコーディネーターとしても担えるような人材を育成していくこととする。

MEMO

各地区ボランティアセンター平成17年度からの既存の方法を変更・確認していくこと。

項目	変更・確認すること
統計	「活動記録」と名称を変え、内容を別紙のとおり変更します。
ボランティア登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 ボランティア登録は、ボランティア活動をしたい人が、自分の知識や経験をいかして、ボランティアセンターへ来るボランティア依頼に応え、その地域をより良い地域にしていこうとすることを目的とします。</li> <li>・登録票 登録票は、登録の目的に則したものであれば、市社協ボランティアセンターから示した登録票を必ずしも使用しなればならないものではなく、各地区のそれぞれの状況に応じたものを用いることとします。</li> <li>・登録者の市社協ボランティアセンターへの報告 地区のボランティアセンターで新規登録や登録を取り消した人の名前について、今まで市社協ボランティアセンターへ報告を していましたが、この報告はしなくても良いこととします。</li> <li>・他地区への登録 自分の住んでいる地区以外の登録は、登録の目的に則し登録者本人が希望すれば可能とします。</li> <li>・複数の地区への登録 自分の住んでいる地区および、それ以外の地区への登録は、登録の目的に則し、複数の地域での活動が可能であれば、登録できることとします。</li> </ul>
ボランティア依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼者の中には、地元の地区に依頼をしたくない人もおり、他地区へ依頼する場合があります。こうした人たちがいることを認識し、そうした人から来る依頼についてもできる限り対応できるようにしていきます。</li> </ul>
相談以外の活動の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターの主な役割としては、相談活動（ボランティアに関する様々な相談を受けることやボランティア依頼を解決できる様に登録者へ結びつけたり、他団体へつなぐ活動など）でありますが、それ以外にも、他団体（学校やケアマネージャーの連絡会など）へ出向き、ボランティアの現状を話したり研修会を開催するなどの活動を通じて関係づくりを行っていき、広く活動をひろげるようにしていきます。</li> <li>・ボランティア活動の開発 依頼者からの依頼を待つだけでなく、地域に積極的に働きかけ依頼を見つける活動を行い、ボランティア登録者に様々な活動を提供し、ボランティア活動者の育成を行えるようにしていきます。</li> </ul>

※この内容は、ボランティア相談員だけでなく、運営委員などの役員含めて地区ボランティアセンターに関係する皆さんが確認し、取り組んでいくこととします。

# 社協活動最前線

## 横須賀市社会福祉協議会 よこすかボランティアセンター

### 全地区社協にボランティアセンターを設置 市社協と協働で推進する地域福祉活動

横須賀市は神奈川県南東、三浦半島に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面した、人口約43万人の都市である。1853年に市の浦賀沖にペリーが来航し、開国のきっかけとなるなど歴史に富んだまちとして知られる。明治40年、県下では横浜市に次いで二番目に市制が敷かれ、今年、市制100周年を迎えた。

横須賀市社協は昭和26年の創立、当初は募金活動、貧困者救済活動に力を入れていたが、昭和40～50年代にかけては、ボランティアグループや障害者団体の育成、組織化の推進、地区社協の活性化に取り組んだ。特に17地区社協すべてにボランティアセンターを設置し、住民が主体となって活動していることが大きな特徴といえる。

#### 社協データ

【地域の状況】人口 428,889人 世帯数 175,397世帯  
高齢化率 22.2% (H19.4.1現在)

#### 【社協の概要】

職員設置状況 総数 21人

(内訳、一般事業職員 常勤:14人、非常勤:6人、派遣:1人)

内、よこすかボランティアセンター職員設置状況 総数 7人

(内訳) 所長 1人、担当職員 3人、非常勤 2人、派遣 1人

#### <社協の主な事業>

##### ○地域福祉推進事業

地区社協育成、社会福祉推進委員育成、地区ボランティアセンター育成、いきいきサロン推進、ふれあいお弁当事業

##### ○ボランティア活動推進事業

ボランティアセンター運営、ボランティア相談事業、各種福祉講座開催、ハンディキャップ等送迎サービス事業、おもちゃの病院開院、布絵本(布おもちゃ)貸出事業、福祉教育事業、団体育成、ボランティアニュース発行

##### ○権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業、法人後見事業、権利擁護相談

##### ○企画・広報事業

社協だより発行、ホームページ

##### ○援護事業

生活福祉資金貸付事業、たすけあい資金貸付事業、低所得者等援護事業、各種相談事業

### モデル地区の成果を機に、 一気に加速した全地区設置

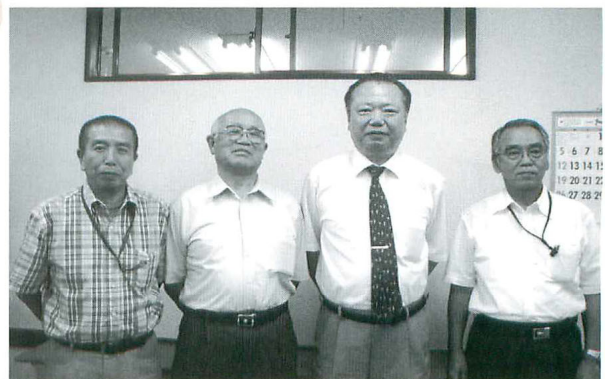
横須賀市に初めて地区ボランティアセンターが誕生したのは昭和62年のことだった。きっかけは神奈川県社協が「地区ボランティアセンター促進事業」を展開し、横須賀市の武山地区がモデル地区に選ばれたことである。同地区では早々に相談体制の整備を進め、高齢者や障害者の日常生活の支援を開始した。

武山地区の成果を評価した横須賀市と横須賀市社協は、ボランティアセンターの全地区設置に向けて動き出し、平成7年に「地区ボランティアセンター拠点整備費・運営費助成金交付要綱」を作成した。設置は急ピッチで進み、平成12年までに全地区社協のボランティアセンターがオープンしている。今回は、17地区のうち、大津地区社協と上町第一地区社協のボランティアセンターを取りあげて紹介したい。

### 高齢者施設や学校からの 相談依頼が増加

大津地区は市の東部、東京湾に面し、約1万5000世帯を有するまちである。ボランティアセンターの設立は平成9年、京浜急行線の京急大津駅から徒歩3分という便のよい場所に拠点を決めた。学習塾だったというマンションの1階は86㎡とゆつたりした広さがあり、地区社協の事務局も兼ねている。

相談業務は、5人の相談員が3人ずつ週4日常駐して行っている。当初はひとり暮らし高齢者の日常生活支援の相談依頼が主だったが、介護保険以降だんだんと高齢者施設からの依頼が多くなった。さらに近くの小学校の児童が「総合学習」の一環でボランティアセンターを訪ねたり、中学校から車の体験学習をしたという講師としてボランティアを紹介してほしいという依頼が増えるなど、学校との関わりが深くなったことが、最近の特徴といえる。



●大津地区  
左から 所長 岡田光司さん、地区社協副会長 中島秀夫さん、  
地区社協会長 鈴木立也さん、地区社協常務理事・事務局長 岡田卓三さん

### 20年間続けた配食サービス 安否確認でひとり暮らし高齢者を 守る

大津地区は昔から配食サービスに力を入れてきた。昭和63年、まだ県や市の配食制度が始まる前に、地区社協独自でスタート。現在は、市社協のふれあいお弁当事業として近くの特別養護老人ホームが調理したお弁当を、ボランティアが週4回、高齢者宅に届けている。ドライバーと添乗員がペアを組んで、自家用車で配達するが平成18年度は70名のボランティアが109名の利用者に1万7569食を配食した。

地区社協会長の鈴木立也さんは配食サービスの意義についてこう語る。「大事なのは利用者の安否確認です。お話をしたり、お宅の様子を見ることで、いろいろな気づきがあるので、異状があれば民生委員に連絡します。これまで急病の利用者を見つけて助かった例が何件もありました。地域の高齢者を助けるサービスとしてとても有効だと実感しています。」



●上町第2地区

前列左から 所長 佐藤文子さん、地区社協会長 白井静明さん  
後列左から 相談員 谷栄子さん、村田三枝さん



大津地区社協の、もうひとつの特徴は賛助会員の会費が大きな財源になっていること。地区社協の趣旨に賛同した地域住民が自主的に加入するもので個人会員の年会費は100000円、団体は50000円である。昨年度の個人会員は2580名、32団体で、285万5000円の賛助会費が納められている。鈴木会長は「会費を納めることもひとつのボランティアである、という意識が地域の方にあるのです」といって、地区ボランティアセンター、地区社協に対して住民の理解、信頼感が得られている証拠だとう。

それでも昔に比べると、経済的な余裕がなくなってきたという。以前は、観光バスをチャーターして高齢者や障害者を無料で招待する行事型の活動も盛んだったが、見直す時期にきていると鈴木会長は考えている。「バス旅行に参加できる要支援者は限られていましたし、今後はこの地域でより多くの方が参加できて、お金もかからない行事を企画していきたい。鎮守の社や地元の銭湯を会場にして、何か楽しいことができないかとアイデアを練っているとこのころ」

**課題は相談数の減少とボランティアの高齢化**

上町第二地区は市の中央部に位置し、世帯数約6600の丘陵地で、高齢化率が約30%と市内で最も高いエリアである。ボランティアセンターは宝石店だった木造二階建ての建物を改造して平成9年に開所した。階は30人程度が会議を開ける広さのオフィス、二階には和室が2部屋ある。

7名の女性の相談員が週2回、2名ずつ相談業務にあたっている。現在ボランティア数は77名、昨年度は176件の対応実績がある。「ひとり暮らしの高齢者が多い地域なので、「ミ出しや家事援助などの生活支援が主です」と、開所以来所長を務める佐藤文子さんは、活動の内容を説明する。この近所トラブルの相談を持ちかけられることもあり、その場合は民生委員や行政につなげる役割も果たしている。ボランティア登録の際には、特技や希望を細かく聞いてリストにまとめ、調整が手早くできる工夫をしている。

上町第二地区には地域の人が集える拠点が多かったため、このボランティアセンターは地域活動の拠点として、毎日さまざまな会議、打ち合わせ、勉強会

の場として、多くの活動が行われている。地区社協の役員会、専門部会、配食活動はもちろん、ボランティアセンターが主催する講習会も開かれている。なかでも昨年50回開催されている、「パソコン教室」は盛況だが、これは地区社協会長の白井静明さんも講師となつて、初心者に教えているもの。「町内会のチラシをパソコンで作りたい」という高齢者の受講者が多いですね」という白井会長は、広報紙の制作なども請け負う達人である。

上町第一のボランティアセンターの課題は、「介護保険以降、ボランティア依頼の相談が減ったこと」と、佐藤所長は言う。今後は地域に積極的に働きかけ、依頼を見つけて活動が求められるだろう。さらに登録ボランティアの高齢化は上町第二だけでなく、多くの地区ボランティアセンターが抱える課題となっている。

**市と地区の間に立ち多角的な支援を行う「よこすかボランティアセンター」**

17の地区ボランティアセンターを支援するのが、横須賀市社協のボランティアセンター「よこすかボランティアセンター」で、市と地区ボランティアセンターをつなぐ役割も果たしている。

まず資金面での援助が上げられるが、これは、市の福祉基金果実による交付金が多い。

また、地域の方々の声の中から、1つの地区だけでは解決できないボランティア依頼や、地区で課題と感じているボランティア活動について受け止め、解決に向けた方法をいっしょに考えていくのも、よこすかボランティアセンターの役目といえるだろう。「17か所の地区ボランティアセンターにはそれぞれ特色があり、どのように支援していくか、関わり方には悩みます。地域の中の多様なニーズに応えていくために、見えにくいニーズに気づくことや、様々な団体の活動と地区ボランティアセンターの活動を結びつけることを大切にしたい」とよこすかボランティアセンターの平野友康さんは語る。

さらにボランティア相談員の人材育成の役割もあげられる。ボランティア相談員の発掘は地区ボラン



●よこすかボランティアセンター

前列左から 木村涼織さん、田嶋敬彦さん(所長)、平野友康さん、後列左から 林啓之さん、鈴木正さん、横溝美江さん、馬場一二美さん

**住民の理解の賜物、賛助会費が大きな財源**

大津地区では、相談員も配食のボランティアも、基本的に公募であるが、募集の効果的なツールとなっているのが、ボランティアセンター所長の岡田光司さんが立ち上げた地区社協のホームページだ。地域の美しい風景写真を効果的に使うなど、見て楽しい工夫が凝らされボランティア活動や募集内容も詳しく紹介してある。メールでボランティア活動に対する意見や質問を送ってくる地域住民も多く、高校生へのアクセスも目立つという。地区社協で、これほど充実したホームページを開設しているところは少ないのではないだろうか。

**高校生もアクセスする地区社協のホームページ**

0円である。昨年度の個人会員は2580名、32団体で、285万5000円の賛助会費が納められている。鈴木会長は「会費を納めることもひとつのボランティアである、という意識が地域の方にあるのです」といって、地区ボランティアセンター、地区社協に対して住民の理解、信頼感が得られている証拠だとう。

それでも昔に比べると、経済的な余裕がなくなってきたという。以前は、観光バスをチャーターして高齢者や障害者を無料で招待する行事型の活動も盛んだったが、見直す時期にきていると鈴木会長は考えている。「バス旅行に参加できる要支援者は限られていましたし、今後はこの地域でより多くの方が参加できて、お金もかからない行事を企画していきたい。鎮守の社や地元の銭湯を会場にして、何か楽しいことができないかとアイデアを練っているとこのころ」

**課題は相談数の減少とボランティアの高齢化**

上町第二地区は市の中央部に位置し、世帯数約6600の丘陵地で、高齢化率が約30%と市内で最も高いエリアである。ボランティアセンターは宝石店だった木造二階建ての建物を改造して平成9年に開所した。階は30人程度が会議を開ける広さのオフィス、二階には和室が2部屋ある。

7名の女性の相談員が週2回、2名ずつ相談業務にあたっている。現在ボランティア数は77名、昨年度は176件の対応実績がある。「ひとり暮らしの高齢者が多い地域なので、「ミ出しや家事援助などの生活支援が主です」と、開所以来所長を務める佐藤文子さんは、活動の内容を説明する。この近所トラブルの相談を持ちかけられることもあり、その場合は民生委員や行政につなげる役割も果たしている。ボランティア登録の際には、特技や希望を細かく聞いてリストにまとめ、調整が手早くできる工夫をしている。

上町第二地区には地域の人が集える拠点が多かったため、このボランティアセンターは地域活動の拠点として、毎日さまざまな会議、打ち合わせ、勉強会

の場として、多くの活動が行われている。地区社協の役員会、専門部会、配食活動はもちろん、ボランティアセンターが主催する講習会も開かれている。なかでも昨年50回開催されている、「パソコン教室」は盛況だが、これは地区社協会長の白井静明さんも講師となつて、初心者に教えているもの。「町内会のチラシをパソコンで作りたい」という高齢者の受講者が多いですね」という白井会長は、広報紙の制作なども請け負う達人である。

上町第一のボランティアセンターの課題は、「介護保険以降、ボランティア依頼の相談が減ったこと」と、佐藤所長は言う。今後は地域に積極的に働きかけ、依頼を見つけて活動が求められるだろう。さらに登録ボランティアの高齢化は上町第二だけでなく、多くの地区ボランティアセンターが抱える課題となっている。

**市と地区の間に立ち多角的な支援を行う「よこすかボランティアセンター」**

17の地区ボランティアセンターを支援するのが、横須賀市社協のボランティアセンター「よこすかボランティアセンター」で、市と地区ボランティアセンターをつなぐ役割も果たしている。

まず資金面での援助が上げられるが、これは、市の福祉基金果実による交付金が多い。

また、地域の方々の声の中から、1つの地区だけでは解決できないボランティア依頼や、地区で課題と感じているボランティア活動について受け止め、解決に向けた方法をいっしょに考えていくのも、よこすかボランティアセンターの役目といえるだろう。「17か所の地区ボランティアセンターにはそれぞれ特色があり、どのように支援していくか、関わり方には悩みます。地域の中の多様なニーズに応えていくために、見えにくいニーズに気づくことや、様々な団体の活動と地区ボランティアセンターの活動を結びつけることを大切にしたい」とよこすかボランティアセンターの平野友康さんは語る。

さらにボランティア相談員の人材育成の役割もあげられる。ボランティア相談員の発掘は地区ボラン

ティアセンター自身が行うが、専門性を強化するための講座、講演は市社協が主催している。平成19年度の取り組みとして、ボランティア相談員になつて間もない方を対象とする「初級研修会」と、多様な相談にこたえられるための「スキルアップ研修会」が予定されている。加えて、17地区のボランティアセンターの事務連絡会を年4回開催して、地区同士の情報交換、意見交換なども行っている。

また、地区ボランティアセンターの活動の詳細を記録としてまとめ、広く伝えていくことも、よこすかボランティアセンターの大きな役割である。

横須賀市のすべての地区ボランティアセンターにおいて、「近所同士の助け合い」がきめこまかく実施されている背景には、市社協、行政との協働、連携がうまくいっているという点があげられるだろう。また、ボランティアセンターが、「地域住民の交流の拠点」となっていることも、大きな成功要因である。今後は、若い世代のボランティアをどのように取り込んで、育てていくかが注目される。